

第676回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 7月 15日（火） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

【議題】

- （1）輸出入関係取扱品目分担一覧表について 1
業務部 福田 管理課長
- （2）加工再輸入減税マニュアルの改訂について
業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）
- （3）第48回通関士試験の概要について
業務部 村林 首席通関業監督官
- （4）「原産地規則解釈例規」の制定について
業務部 高澤 原産地調査官
- （5）原産地に係る文書による事前教示照会の活用について
業務部 高澤 原産地調査官
- （6）日本・オーストラリア経済連携協定の署名について
業務部 高澤 原産地調査官

【連絡事項】

4、その他・連絡事項等

- A T A条約の特例法基本通達の改正について
業務部 浦本 上席審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **8月は休会** 平成26年9月9日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

輸出入関係取扱品目分担一覧表(平成26年7月)

部	部 別 品 目	類	類 別 品 目	関 税 鑑 査 官								本 関			本 牧								大 黒				船 市		東 扇 島		
				高田	宮里	岩崎	古澤	松本	青木	宮川	山上	鈴木	特別 通関 1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6	通関 7	通関 8	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2
																入	入	入	入	出	出	出	入	入	入	出	出	入	入	出	出
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1～5	動物、肉、魚介類、酪農品																												
2	植物性生産品	6～14	野菜、穀物、採油用の種																												
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左																												
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16～18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																												
		19～22	ミルク調製品、各種調製食料品																												
		23～24	たばこ																												
5	鉱物性生産品	25～27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																												
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																												
		29～32	有機化学品、医療用品、肥料																												
		33～34	精油、化粧品類、洗剤																												
		35～37	変性澱粉、火薬類、写真材料																												
		38	各種の化学工業生産品																												
7	プラスチック、ゴム	39～40	同 左																												
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41～43	同 左																												
9	木材、コルク、組物材料製品	44～46	同 左																												
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47～49	同 左																												
11	紡織用繊維及びその製品	50～60	繊維及びその製品																												
		61～63	衣類等																												
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64～67	同 左																												
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68～70	同 左																												
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左																												
15	卑金属及びその製品	72～76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																												
		78～81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																												
		82～83	卑金属製品の工具、道具																												
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																												
		85	電気機器、VTR、音声再生機																												
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86～89	同 左																												
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90～92	同 左																												
19	武器、銃砲弾	93	同 左																												
20	雑品	94～95	同 左																												
		96	同 左																												
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同 左																												
		－	プラント貨物																												

注:本牧・通関第5、6部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注:本牧・通関第8部門は山下事務所に設置される部門となります。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、千葉、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、川崎、鶴見、宇都宮、川崎外郎

加工再輸入減税マニュアル改訂のポイント(2014 年 6 月)

※各項目の“→”で、マニュアルの改訂箇所を記載。

1. 提出書類等関係

(1)加工・組立てを証する書類

加工・組立てを証する書類として認められる契約書等の必要記載事項を明示するとともに、そのような記載事項が確認できる場合は契約書以外の注文書等でも認められること及び契約書等はPDFをプリントアウトしたものでもよい旨を明記した。

→Ⅱ《輸出通関手続関係》 4. (契約書等) (p17)

→Ⅴ《Q & A》 NO. 13 (p123)

(2)AEO簡素化措置

昨年9月に導入したAEO簡素化措置について説明を追加。また輸入申告の際に、AEO簡素化措置利用の旨の意思表示の方法(輸入申告の記事欄に入力)を記載した。

→Ⅲ《輸入通関手続関係》 19. (AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入手続の特例) (p 41)

→Ⅴ《Q & A》 NO. 68～NO. 70 (p144-p145)

(3)生地見本の提出

生地見本の提出が困難な場合の例を示した上、そのような場合には、写真や生地規格書等その他の方法でも差し支えない旨を明記した。また、リバーシブル製品の生地見本の提出については、どちらか一方の生地見本の提出でよい旨を明記した。

→Ⅴ《Q & A》 NO. 22 (p126), NO. 23 (p127)

2. 減税計算関係

(1)契約数量による減税計算方法の追加

用尺による減税計算方法に加え、契約数量による減税計算方法を追加。契約数量による計算方法専用の減税計算書の様式や計算例も追加。

→Ⅲ《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書) (p21, p25-p26)、5. (附属書)(2) (p28-p31)、10. (マスターパターンのマーキング仕様書) (1) (p35)

→Ⅳ《具体的な記載方法及び減税計算》 7. 及び7-2. (契約数量による減税計算方法) (p106-p114)

→Ⅴ《Q & A》 NO. 36 (p131-p132)

→Ⅵ《税関様式》 減税計算書 (p156)

(2) 複数スタイルをまとめて減税計算する方法の追加

スタイルは異なるが同一税番に分類される製品であれば、一定の要件の下、複数のスタイルを一括して減税計算することができることとした。計算例も追加。

→Ⅲ《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書) (1) (p21)、5. (附属書) (p27-p31)

→Ⅳ《具体的な記載方法及び減税計算》 8. (契約数量による減税計算方法 (複数スタイルを一括して計算する場合) (p115-p117)

→Ⅴ《Q & A》 NO. 28 (p129)

(3) 関税評価上の取扱い

輸入数量が契約数量よりオーバー、ショートした場合の評価加算の取扱い等を明記した。

→Ⅲ《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書) (p23-p24, p26)、

17. (製品の課税価格) (2) (p38-p40)

→Ⅴ《Q & A》 NO. 44～NO. 51 (p134-p137)

3. その他

(1) 輸出未完了で輸入が始まる場合の事後審査扱いの輸入申告の取扱い

事後審査扱いとなった輸入申告について、課税上支障のない場合には、輸出完了後の輸入申告で減税額や課税価格の調整をすることも可能とした。

→Ⅲ《輸入通関手続関係》 15. (事後審査扱い) (2) ③ (p37-p38)

→Ⅳ《具体的な記載方法及び減税計算》 4. C (3) (最終の輸入で調整を行う方法) (p71-p72)

(2) 輸出原材料の同一契約者間・別契約への転用の取扱い

疎明資料により契約変更を確認できる場合には、輸出された原材料の転用を可能とした。

→Ⅴ《Q & A》 NO. 3 (p118-p119)

(3) スtock取引の取扱い

継続して原材料を輸出するStock取引に関し、輸出の時点で、全体の輸出予定、輸入時期、製造数量、価格等を示した年間計画の提出は必要ない旨を明記した。

→Ⅴ《Q & A》 NO. 64 (p142)

(4) その他

その他、具体的な減税計算の例について原材料を無償提供しているケースに変更する等、所要の修正を行っている。

(以上)

平成 26 年

第 48 回通関士試験受験案内

財 務 省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 平成 26 年 10 月 5 日（日）

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:20

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号）
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）

上記《1》及び《2》の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、平成 26 年 7 月 1 日（火）現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（T I R 条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注 1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	30点 (10問)	10点 (10問)		
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	35点 (15問)	15点 (15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注 2）				15 点（2 問）
その他通関手続の実務	5 点（5 問）	5 点（5 問）	5 点（5 問）	

注1.「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第47回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号 -8615 東京港湾合同庁舎	03-3599-6356 (03-3599-6464)
東京都			
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地 -8401	045-212-6051 (045-651-6106)
神奈川県			
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号 -8535 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005 (052-653-4805)
愛知県			
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号 -0041	078-333-3026 (078-333-3166)
広島県			
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、受験票に記載して通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、平成26年7月28日（月）から同年8月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、平成26年8月11日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月6日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、平成26年7月28日（月）午前10時から同年8月11日（月）午後5時までとします。（土曜日及び日曜日を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ（<http://www.naccs.jp/>）を参照してください。

6 合格発表

平成26年11月28日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載し、受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送します。

なお、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載します。

Ⅱ 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として **3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）** を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、**写真**（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前 1 年以内に撮影したもの。大きさ縦 3.5cm、横 3cm。カラー、白黒を問わない。）を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず 52 円切手を貼ってください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 **I の 4** の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、**必ず所要の切手（1 部請求の場合は 120 円、2 部請求の場合は 140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封し、**受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記 **I の 4** の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、**必ず「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。**郵送の場合は、平成 26 年 8 月 11 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 26 年 8 月 11 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、**試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、受験票と通関士試験科目の一部免除又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば 550 円、簡易書留であれば 430 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封してください。**この場合には、受験票に 52 円切手を貼る必要はありません。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

- ③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 15 年以上になるとき…… 前記 **I の 2** の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 5 年以上になるとき…… 前記 **I の 2** の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ 1 月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合に

- は、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。
- ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものとして計算します。
- ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式B-1210）1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」（税関様式B-1215）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」又は「簡易書留」とした返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。）

- a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。
この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。
- b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。
- c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。
- d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記Ⅰの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」が交付されます。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」が交付されます。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回（第47回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記 1 の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の 2,900 円を、平成 26 年 8 月 11 日(月)午後 5 時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票及び③の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記 I の 4 の受験願書の提出先に平成 26 年 8 月 11 日(月)午後 5 時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、平成 26 年 8 月 11 日(月)までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 26 年 8 月 11 日(月)午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、NACCSを使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記 1 の(3)の③のイの「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」又は「簡易書留」とした返信用封筒(角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの)を添付してください。

② 免除の決定等

前記 1 の(3)の④と同じです。

III その他

1 受験の際の注意事項

(1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。

(2) 受験者は、試験開始 30 分前(午前 9 時)までに必ず試験場に集合してください。正当な理由がなく試験開始時に遅刻した場合は、入場を認めません。

(3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。

受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。

(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。

イ 計算機能のみを有するもの(例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの等は不可。)

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの(数値を表示する部分の傾斜が周囲に数値が見えない程度のもものは可とする。)

ハ 電源内蔵式のもの

(4) 各試験科目の開始時刻の 15 分前までに着席してください。

(5) 受験中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

・受験票

・鉛筆及び消しゴム等の筆記用具

・携帯用電子計算機(通関書類の作成要領その他通関手続の実務の試験時間のみに限る。)

(6) 答案用紙に記入する受験番号及び受験地は絶対に書き誤りのないように注意してください。

(7) 答案用紙はマークシート方式です。筆記用具はHB又はBの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。)を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、プラスチック製の消しゴムも忘れずに携行してください。

(8) 自家用車による来場はできません。

(9) 携帯電話等については、電源を切っておいてください。(携帯電話等を時計や携帯用電子計算機として使用することは認めません。)

- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 **I の 4** の税関の通関業監督官にお問い合わせください。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、平成 26 年 8 月 25 日（月）までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡し、出願の確認をしてください。
- (3) 台風の接近等により、通関士試験を中止する可能性がある場合には、試験実施日の 3 日前を目途にその旨を税関ホームページに掲載します。また、台風の影響等を勘案し、試験を中止することとした場合には、試験実施日（平成 26 年 10 月 5 日）の早朝（7：00 目途）にその旨を税関ホームページに掲載しますので、税関ホームページで確認してください。
なお、試験中止の判断は試験地ごとに行いますが、中止となった場合は、延期（再試験）はございませんので、ご了承ください。
- (4) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 税関長の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく税関長の「確認」が必要です。

61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地（裏地）が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあっては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定



ウインドジャケット

第 6101.30 号
(日タイ経済連携協定)



貨物概要

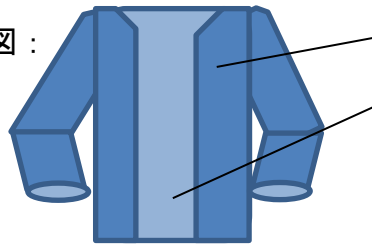
関税率表第 6101.30 号に属するウインドジャケットであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

- ①表側の生地－ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項。日タイ経済連携協定上のタイ原産品）
- ②裏側の生地－ナイロン製織物（第 54.07 項。日タイ経済連携協定上の日本原産品）
- ③縫糸、ファスナー、紙製タグは、中国原産品
- ④その他の材料は、全て日タイ経済連携協定上のタイ原産品

製造工程：タイ国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：



①ポリエステル製パイル編物（表側の生地）

②ナイロン製織物（裏側の生地（裏地）が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている）



原産地認定

日タイ経済連携協定上のタイ原産品と認められる。



原産地認定理由

本品において、日タイ経済連携協定附属書 2 第 6 1 類注釈 1 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、製品の表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））及び裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））です。

したがって、同注釈 1 の規定により、本品が日タイ経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6101.30 号）の品目別規則は、表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））及び裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））に適用されることとなります。なお、それ以外の材料（③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））は、日タイ経済連携協定上のタイ原産品であり、品目別規則を満たしているか否かを考慮する必要がありません。また、裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））は、品目別規則を満たしていませんが日タイ経済連携協定上の日本原産品であり、同協定第 29 条の規定を適用することにより、タイ原産材料とみなすことができま

す。よって、本品は、日タイ経済連携協定上のタイ原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規 61～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合には、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）



男子用のジャケット

第 6103.32 号

(日ベトナム経済連携協定)



貨物概要

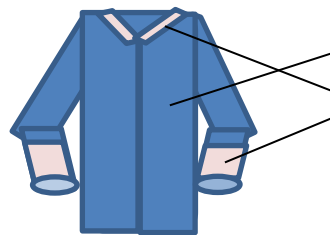
関税率表第 6103.32 号に属する男子用のジャケットであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

- ①身頃部分－綿編物（第 60.06 項。ベトナムにおいて完全に編み立てされたもの）
- ②襟・袖部分－綿製フラットニット（第 60.06 項。韓国から調達したもの）
- ③縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。
- ④その他の材料は、全て日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：



- ①綿編物（表側の生地に占める面積割合：90%）
- ②綿製フラットニット（表側の生地に占める面積割合：10%）、（製品の総重量の 10%以下）



原産地認定

日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。



原産地認定理由

本品において、日ベトナム経済連携協定附属書 2 第 11 部注釈の注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、製品の表側の生地に占める面積が最も大きい部分（面積割合 90%）を構成する身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））です。この場合において、本品が属する号（6103.32 号）に規定する綿製の材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮しますので、身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））に加え襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））についても同注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」となります。

したがって、同注釈 2 の規定により、本品が日ベトナム経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6103.32 号）の品目別規則は、身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））及び襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））に適用されることとなります。なお、それ以外の材料（③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））は、ベトナムにおいて完全に編み立てされたものであり、本品（第 6103.32 号）の品目別規則を満たしています。ま

た、襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））は、品目別規則を満たしていませんが、本品の総重量の 10%以下であり、同協定第 28 条 1 (c) の規定を満たしています。よって、本品は、日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規 61～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時にける現況によります（関税法第 4 条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合には、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）



女子用のウインドジャケット

第 6202.93 号

(日アセアン包括的経済連携協定)



貨物概要

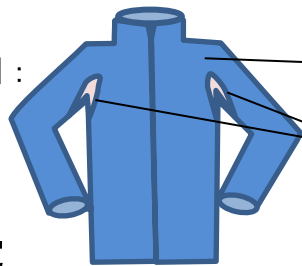
関税率表第 6202.93 号に属する女子用のウインドジャケットであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

- ①表側の生地（脇部分を除く）－ナイロン製織物（第 54.07 項。日本において完全に製織されたもの）
- ②表側の生地（脇部分）－ナイロン製編物（第 60.05 項。日本において完全に編み立てされたもの）
- ③縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。
- ④その他の材料は、全て日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：



①ナイロン製織物（表側の生地に占める面積割合：95%）

②ナイロン製編物（表側の生地に占める面積割合：5%）



原産地認定

日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。



原産地認定理由

本品において、日アセアン包括的経済連携協定附属書 2 第 11 部注釈の注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、製品の表側の生地（面積割合 95%）です。脇部分（②ナイロン製編物（第 60.05 項））は、脇部分を除く表側の生地（①ナイロン製織物（第 54.07 項））と同じナイロン製ではありますが、本品が属する号（第 6202.93 号）に規定する材料ではありませんので、「関税分類を決定する構成部分」には含まれません。

したがって、同注釈 2 の規定により、本品が日アセアン包括的経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6202.93 号）の品目別規則は、当該脇部分を除く表側の生地（①ナイロン製織物（第 54.07 項））のみに適用されることとなります。なお、それ以外の材料（②、③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

当該脇部分を除く表側の生地（①ナイロン製織物（第 54.07 項））は、日本において完全に製織されたものであり、本品（第 6202.93 号）の品目別規則を

満たすことから、本品は、日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規 61～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況によります（関税法第4条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合には、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）



男子用のシャツ

第 6205.20 号

(日アセアン包括的経済連携協定)



貨物概要

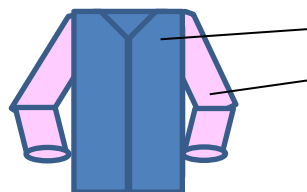
関税率表第 6205.20 号に属する男子用のシャツであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

- ①身頃部分－綿織物（第 52.10 項。日本において完全に製織されたもの）
- ②袖部分－合成繊維製のメリヤス編物（第 60 類。中国から調達したもの）
- ③縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。
- ④その他の材料は、全て日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：



- ①綿織物（表側の生地には占める面積割合：70%）
- ②合成繊維製のメリヤス編物（表側の生地には占める面積割合：30%）



原産地認定

日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。



原産地認定理由

本品において、日アセアン包括的経済連携協定附属書 2 第 11 部注釈の注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、製品の表側の生地には占める面積が最も大きい綿織物から成る身頃部分（面積割合 70%）です。

したがって、同注釈 2 の規定により、本品が日アセアン包括的経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6205.20 号）の品目別規則は、身頃部分（①綿織物（第 52.10 項））のみに適用されることとなります。なお、それ以外の部分（②、③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

身頃部分（①綿織物（第 52.10 項））は、日本において完全に製織されたものであり、本品（第 6205.20 号）の品目別規則を満たすことから、本品は、日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規 61～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合には、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）

事前教示照会書の品目別記載例

（原産地）

平成26年7月
東京税関業務部
総括原産地調査官

記載例のご活用にあたって

原産地認定に関する文書による事前教示については、「事前教示に関する照会書」（税関様式 C 第 1000 号-2^注）を用いて税関に照会することとされています。

本冊子は、照会者の方々の利便と照会書の記載内容の正確性確保に資するための参考資料として、いくつかの品目について具体的な記載内容の一例を示したものです。

なお、実際の輸入貨物は様々ですので、特に「照会貨物の説明」欄については、実際の貨物に依じて必要な事項を記載し、または別添として資料を添付してください。

また、事前教示照会に際しては、関税法基本通達 7-17 及び 7-18、税関様式関係通達のⅡ記載要領及び留意事項（事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号-2））を参照されるとともに、不明な点は下記原産地調査官へお問い合わせください。

- ・ 函館税関業務部原産地調査官： 0138－40－4256
- ・ 東京税関業務部原産地調査官： 03－3599－6527
- ・ 横浜税関業務部原産地調査官： 045－212－6174
- ・ 名古屋税関業務部原産地調査官： 052－654－4205
- ・ 大阪税関業務部原産地調査官： 06－6576－3196
- ・ 神戸税関業務部原産地調査官： 078－333－3097
- ・ 門司税関業務部原産地調査官： 050－3530－8369
- ・ 長崎税関業務部原産地調査官： 095－828－8665
- ・ 沖縄地区税関原産地調査官： 098－862－8692

（注）Eメール事前教示の照会のうち、文書による照会に準じた取扱いへの切替えを希望する場合は、「インターネットによる事前教示照会書」（税関様式 C-第 1000 号-16）を使用してください。

【本冊子の構成】

事前教示照会書の記載例

- ①靴・・・関税分類変更基準 【GSP】
- ②バスソルト・・・付加価値基準 【EPA】
- ③二酸化チタン・・・加工工程基準 【EPA】

①靴:関税分類変更基準の事例(GSP)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。 (担当者) 東京 一郎	
下記貨物の ☐ WTO 協定 ☐ 経済連携協定() ☒ 特惠 ☐ その他() 税率適用 に関する原産地について照会します			
品名 銘柄 型番	革靴 型番 1023R	製造地 製造者	PHNOM PENH, CAMBODIA KHFACTORY CO.,LTD. 輸入予 定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	☐ 到着 ☒ 未到着	参考資料(返却の要(否))	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無 申告中の貨物や具体的でない貨物 についての照会はできません。		契約: 2011 年 1 月 輸入: 2011 年 4 月 @\$30.00- 300 PRS 特別注文: 無 長期契約: 有	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社は、カンボジアの KH FACTORY CO.,LTD.が同国で製造した革靴(6403.99-029) を輸入します。 KH FACTORY CO.,LTD.は、中国、韓国、台湾から資材を調達し、革靴を製造しています。 本品に使用する資材の一覧及び加工工程は別添のとおり。 意見があれば記載 他税関への申告を含め、実績が ある場合は申告番号を記入。 材料及び製造工程について記載。 書ききれない場合、別添可。			
原産地認定に関する意見(☒ 有 ☐ 無) 本事前教示に係る革靴は関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから、カンボジアを 原産地とする物品であると考えます。 【EPA の場合】 …革靴は日〇〇協定に規定する要件を満たすことか ら、日〇〇協定上のカンボジアを… と記載			
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	☒ 要 ☐ 否	非公開理由	新規輸入貨物のため …… 等
非公開期間	(180)日 (180 日を超えない期間)	続	非公開期間を設定する場合は記入 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入
非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	☒ はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	☒ はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	☒ はい ・ いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ.輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ.輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ.輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください。 イ 「いいえ」があると 受理できません。 イ、ロ、ハのいずれかを 選択し、該当する記号 をご記入ください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	☒ はい ・ いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29 代理人による照会の場合は、代 理人の押印で照会可能。

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限りです。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

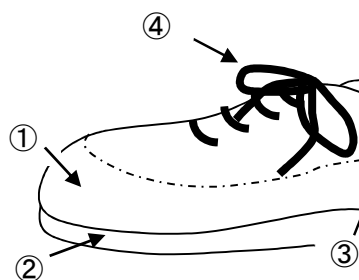
(規格A4)

材料一覧 (例)

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

革靴: デザインNO. 1023R (税番: 6403.99)

	材料名	形状	成分・材質	HS	原産品か 否か	製造 (調達)国	備考
①	牛革	全形(1枚)	牛、なめし	41.07	否	中国	中国産の牛から 製造
②	ラバーシ ート	SHEET (120*180cm)	合成ゴム	40.08	否	台湾	台湾でシート状 に製造
③	縫製糸	ROLL	ポリエステル	54.01	否	韓国	韓国で紡績
④	靴紐	束	綿	58.08	否	中国	中国で製造
⑤	接着剤	CAN	ポリウレタン	35.06	否	台湾	台湾で製造
⑥	シャンク	PIECE	鉄	64.06	原産品	カンボジ ア	製造者: KH FACTORY CO.,LTD. 住所: ××, PHNOM PENH, COMBODIA



一般特惠の場合、材料が
特惠受益国の原産品で
あるか否かを記入してく
ださい。不明の場合は、
blankで結構です。

材料の製造国又は調達国を記
入してください。不明の場合は、
blankで結構です。

64 類に分類される材料が使用さ
れている場合には、当該材料が
原産材料であるか確認するため
当該材料の製造地、製造工程等
の情報が必要です。

加工工程 (例)

製造者 KH FACTORY CO.,LTD.

住所 xx, PHNOM PENH, CAMBODIA

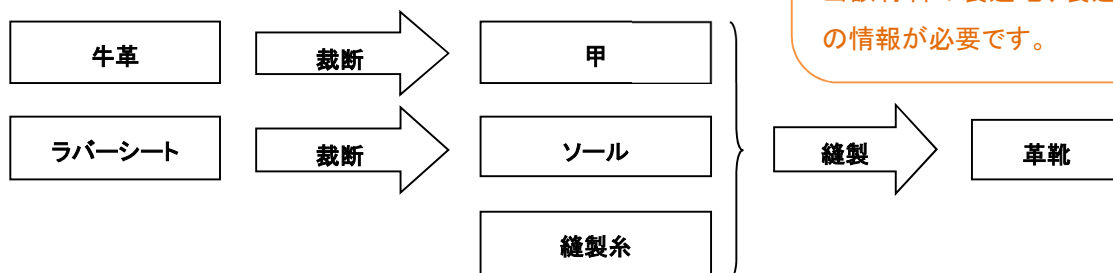


写真 (例)

材料①



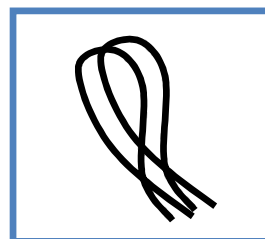
材料②



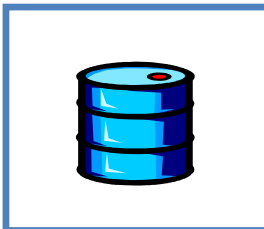
材料③



材料④



材料⑤



材料⑥(製造者: KH FACTORY CO.,LTD.)

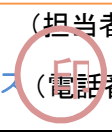
例: カンボジア国内調達先の工場で行われた製造工程図、原料、設備、作業風景、
完成した部材及び写真等の資料

②バスソルト:付加価値基準の事例(EPA)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (担当者) 東京 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。 	
下記貨物の ☐ WTO 協定 ☒ 経済連携協定(インド) ☐ 特惠 ☐ その他() 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 銘柄 型番	バスソルト 型番 BS12T	製造地 NEW DELHI INDIA 製造者 MAGIC CO., LTD.	輸入予定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	☐ 到着 ☒ 未到着	参考資料(返却の要) ☒ 否	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他(契約書)
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無 申告中の貨物や具体的でない貨物についての照会はできません。		契約: 2012年1月 輸入: 2012年4月 @\$10.00-1000 PCS 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社は、インドの MAGIC CO., LTD. が同国で製造したバスソルト (3307.30) を輸入します。 MAGIC CO., LTD. は、インド国内においてインド、フランス、日本から調達した材料を混合し、販売用のボトルに詰めています。 本品に使用する材料の一覧は別添のとおり。			
原産地認定に関する意見(☒ 有 ☐ 無) 本事前教示に係るバスソルトは日インド協定に規定する要件を満たすことから、日インド協定上のインドを原産地とする物品であると考えます。 【一般特惠の場合】 …バスソルトは関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから… と記載			
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	☒ 要 ☐ 否	非公開理由	新規輸入貨物のため …… 等
非公開期間	(180) 日 (180 日を超えない期間)	続	非公開期間を設定する場合は記入 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入。非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ.輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ.輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ.輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください。 「いいえ」があると 受理できません。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	イ、ロ、ハのいずれかを 選択し、該当する記号 をご記入ください。
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限りです。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができまので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

材料一覧（例）

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

バスソルト:型番BS12T （税番:3307.30） 製品単価 \$10

製造者:MAGIC CO.,LTD. XXXXX New Delhi, INDIA



	材料名	形状	HS	原産品か否か	製造(調達)国	価格/ PCS	備考
①	海塩	BAG	25.01	原産品	インド	\$6	インドで海水から抽出
②	香料	BOTTLE	33.01	否	フランス	\$0.5	
③	着色料	CAN	32.04	否	日本	\$0.2	
④	保湿剤(海藻エキス)	CAN	13.02	否	フランス	\$0.3	
⑤	水		28.53	原産品	インド		
⑥	ボトル(プラスチック)	PCS	39.23	否	日本	\$1	

材料が適用を受けようとする協定上の原産品であるか否かを記入してください。不明の場合は、ブランクで結構です。

材料の製造国又は調達国を記入してください。不明の場合は、ブランクで結構です。

品目別規則で原産資格割合を満たす必要がある場合には、製品価格(FOB)、材料価格(CIF)を明らかにする必要があります。

写真（例）

材料①



材料②



材料③



材料④



材料⑤



材料⑥



③二酸化チタン:加工工程基準の事例(EPA)

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)
-----------------	-----------------

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス	(担当者) 東京 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。
下記貨物の ☐ WTO 協定 ☒ 経済連携協定(シンガポール) ☐ 特惠 ☐ その他() 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 銘柄 型番	二酸化チタン 銘柄: CT2012-1	製造地 製造者	SINGAPORE NEW CHEMICAL CO., LTD. 輸入予定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	☐ 到着 ☒ 未到着	参考資料(返却の要) ☒ 否	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無 申告中の貨物や具体的でない貨物についての照会はできません。		契約: 2012年1月 輸入: 2012年4月 @\$10.00-1000 PCS 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社は、シンガポールの NEW CHEMICAL CO., LTD.が同国で製造した二酸化チタン(2823 項)を輸入します。 NEW CHEMICAL CO., LTD.は、シンガポール、オーストラリア、中国、マレーシアから材料を調達し、二酸化チタンを製造しています。 本品に使用する材料の一覧は別添のとおり。			
原産地認定に関する意見(☒ 有 ☐ 無)		意見があれば記載 材料及び製造工程について記載。書ききれない場合、別添も可。	
本事前教示に係る二酸化チタンは日シンガポール協定に規定する要件を満たすことから、日シンガポール協定上のシンガポールを原産地とする物品であると考えます。			
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要・否 ☒ 否	非公開理由 【一般特惠の場合】 …二酸化チタンは関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから…と記載	
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	非公開期間を設定する場合は記入 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。(規格 A4)

非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ.輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ.輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ.輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29

注 意 事

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限りです。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができまので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

材料一覧（例）

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

二酸化チタン:CT2012-1 （税番:2823.00）

製造者:NEW CHEMICAL CO.,LTD. XXX ABC Road, XXX, Singapore

	材料名	HS	原産品か否か	製造(調達)国	備考
①	チタン鉱	26.14	否	オーストラリア	
②	塩素	28.01	否	マレーシア	
③	酸素	28.04	原産品	シンガポール	
④	コークス	27.04	否	中国	

材料が適用を受けようとする協定上の原産品であるか否かを記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

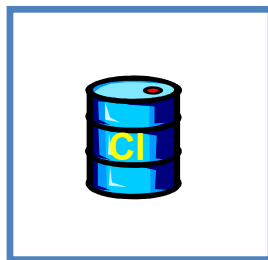
材料の製造国又は調達国を記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

写真（例）

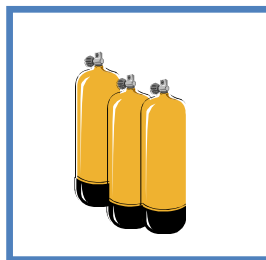
材料①



材料②



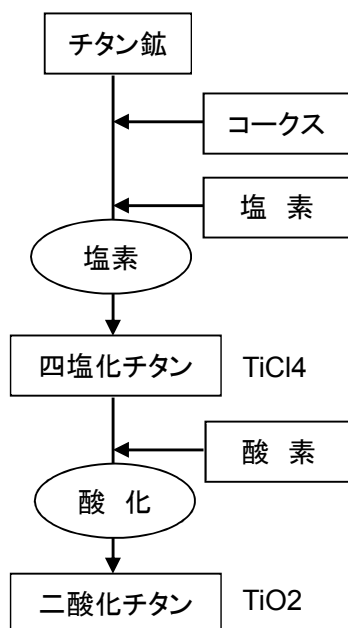
材料③



材料④



製造工程（例）



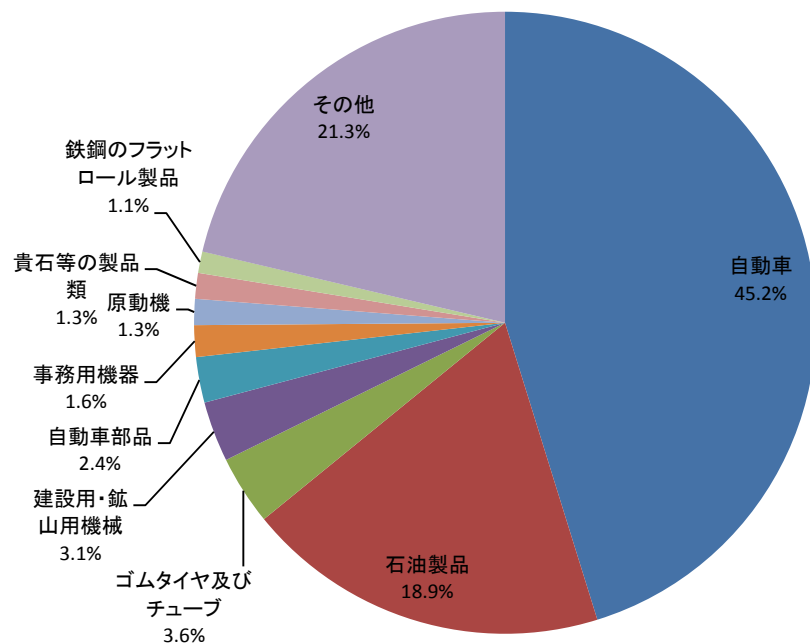
加工工程基準(化学反応)を適用する場合は、化学反応が起きていることを確認できる製造工程を記載または添付。

日本・オーストラリア経済連携協定の概要

往復貿易額の約95%を協定発効後10年間で関税撤廃

豪州市場へのアクセス改善

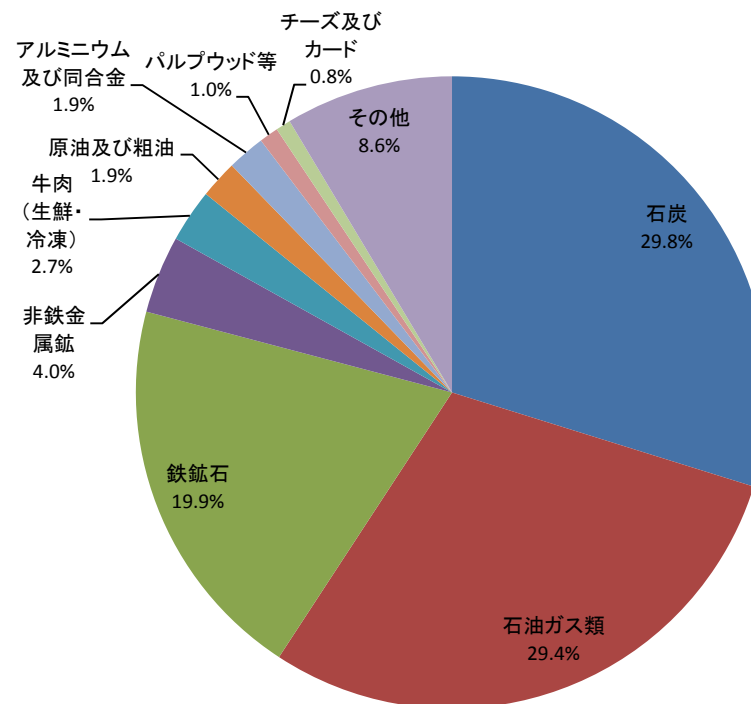
日本からの輸入額の約99.8%が無税化
(2013年豪州貿易統計)



日本→豪州(2013年)
対豪輸出総額 約1.7兆円

日本市場へのアクセス改善

豪州からの輸入額の約93.7%が無税化
(2013年財務省貿易統計)



日豪間貿易構造

出典:財務省貿易統計(2013年)
豪州貿易統計(2013年)

豪州→日本(2013年)
対豪輸入総額 約5.0兆円

日本・オーストラリア経済連携協定の概要

豪州市場へのアクセス

鉱工業品

- ・ 大部分の品目につき即時関税撤廃
- ・ 自動車
 - ・ 我が国からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃
 - ・ 特に主力の1500cc超3000cc以下のガソリン車（乗用車、オフロード車等）は全て即時関税撤廃
 - ・ 1000cc超1500cc以下ガソリン車（乗用車）、2500cc超ディーゼル車（オフロード車）、トラック/商用車（3.5t超）についても即時撤廃
 - ・ 残る完成車も3年目での関税撤廃
- ・ 自動車部品
 - ・ 即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
 - ・ 具体的には、エンジン・構成部品及び駆動軸の一部、タイヤ（我が国からの自動車部品輸出額の約20%）等は即時撤廃、マフラー（消音装置）等は3年目撤廃
- ・ 鉄鋼
 - ・ 即時又は5年目での関税撤廃
 - ・ 熱延鋼板は殆どが即時撤廃、冷延鋼板・めっき鋼板は5年目撤廃
- ・ エアコン、テレビ、蓄電池等の全ての一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品除く）：即時関税撤廃

農林水産品

- ・ 全ての品目につき即時関税撤廃

日本市場へのアクセス

鉱工業品

- ・ ほぼ全ての品目を即時から10年間で関税撤廃

農林水産品

- ・ コメ：関税撤廃等の対象から除外
- ・ 小麦：食糧用…将来の見直し
飼料用…食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。
- ・ 牛肉：冷凍…段階的に18年目に19.5%まで削減
冷蔵…段階的に15年目に23.5%まで削減
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- ・ 乳製品：
 - ・ 脱脂粉乳、バター：将来の見直し
 - ・ プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当
枠数量：4,000トン→20,000トン（20年間かけて拡大）
枠内は無税、国産品の使用を条件
（国産品：輸入品=1:3.5）
- ・ プロセスチーズ：関税割当
枠数量：50トン→100トン（10年間かけて拡大）
枠内税率：段階的に10年間かけて50%削減
- ・ 砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し
高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定
- ・ ボトルワイン：7年間で関税撤廃

（注）食糧用麦（小麦・大麦）、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。日本が第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として競争力に重大な変化がある場合には、見直しを行う。（なお、見直しに係る協議の結果は予断されていない。）

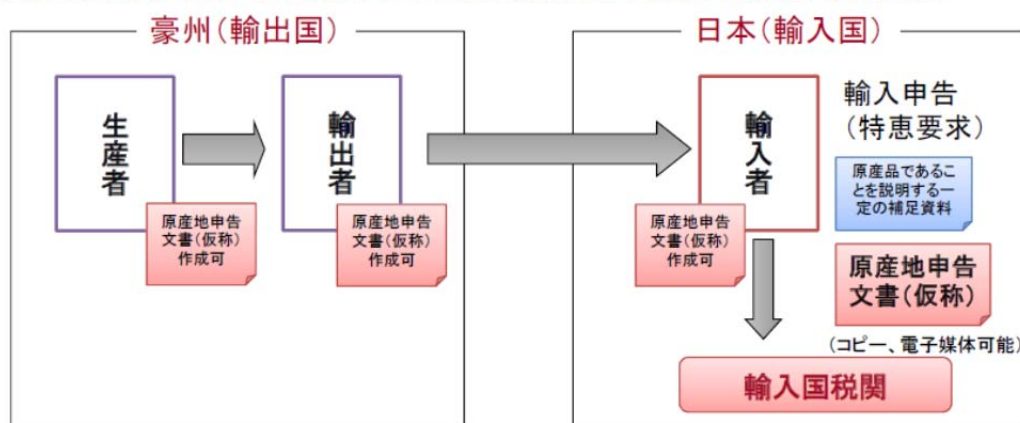
日オーストラリア（豪）経済連携協定（EPA）における新たな原産地手続について

- 今般、日豪EPAにおいては、輸入通関時に、
- ①従来の公的機関が発給する原産地証明書の提出による第三者証明制度に加え、新たに、
 - ②原産性について事業者自身が申告する自己申告制度（仮称）（図）も採用することに合意しました。

（図）

自己申告制度（仮称）（日豪EPA）

- ・ 事業者（輸入者、輸出者、生産者のいずれか）自身が原産地申告文書（仮称）（注）を作成
 - ・ 輸入者が、輸入国への輸入申告時にEPA税率の適用を要求
- （①輸入申告書においてEPA税率を申し、②原産地申告文書（仮称）等を添付）



- 原産地申告文書（仮称）は、①自己の保有する原産性を明らかにするための詳細な資料、又は②輸出者や生産者が作成する原産品であることの宣誓書に基づき、事業者（輸入者、輸出者、生産者のいずれか）が作成。
 - 原産地申告文書（仮称）等については、コピーや電子媒体での提出が可能。
 - 原産地申告文書（仮称）／宣誓書の作成者は、輸入国税関が原産性を確認する手続（検証）時に、要請に応じ提出が必要となる、原産性を明らかにするための詳細な資料を原則として5年間保存することが必要。
- （注）協定上のorigin certification document（原産地証明文書）のことを指す。

制度の詳細については、今後、発効に向け、随時税関ホームページに掲載し、発効前には説明会を開催する予定としております。

<概要についての問合せ先>

東京税関総括原産地調査官（原産地センター）

03-3599-6528

財務省関税局関税課原産地規則係

03-3581-8235

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例法基本通達 第 5 章 ATA 条約特例法関係 （通関手帳による保稅運送） 3—13 法第 3 条第 2 項の規定の取扱いについては、次による。 (1)～(5) (省略) (6) 前記 3-6 又は 3-9 による輸出物品を船積みのため保稅運送する場合に は、次のいずれかによるものとする。 イ 前記 3-6 又は 3-9 による輸出の申告（以下「輸出の申告」という。）と は別に「外国貨物運送申告書」（C-4000）（以下「運送申告書」という。） により、保稅運送の申告を行わせ承認を受けさせる。 ロ 輸出の申告に併せて保稅運送の申告を行わせ承認を受けさせる。なお、 この場合の取扱いについては次による。 (イ) 保稅運送の申告にあたっては運送先、運送期間等について、口頭によ り申告させることとする。 (ロ) 上記(イ)により申告された内容について承認したときは、通関手帳の 輸出控え又は再輸出控え（以下「輸出控え等」という。）の適宜の場所 に、運送先、運送期間等の必要事項を記載することとし、当該輸出控え 等を到着証明書用の運送申告書として代用するものとする。 (ハ) 輸出の許可後の事情変更により、輸出控え等の「場所」の欄に記載の 場所（保稅運送を承認しているときは上記(ロ)で記載した運送先）以外 の場所に運送のうえ積込みをすることとなった場合については、上記(イ)及び(ロ)に準じて取扱うものとする。この場合の運送承認日は、便宜、 輸出許可の日として処理して差し支えない。 (ニ) 関税法基本通達 63-16 (5) から(7)までの規定は、輸出の申告に係る 物品について準用する。なお、その手続について書面の提出を要する場 合には、書面の提出に代えて、輸出控え等に変更後の内容を追記するこ とで認めて差し支えない。 (ホ) 保稅運送物品の到着確認については、関税法基本通達 63-17 に準じて 取扱うものとする。	特例法基本通達 第 5 章 ATA 条約特例法関係 （通関手帳による保稅運送） 3—13 法第 3 条第 2 項の規定の取扱いについては、次による。 (1)～(5) (同左) (6) 一時輸出貨物の船積みのため保稅運送する場合には、通常の「保稅運送申告 書」（C-4000）により承認を受けさせることとする。 (新規)